

## 【文芸の郷体育施設を利用される方へご案内】

※【文芸の郷体育施設 料金表】は表面をご覧ください

令和元年10月1日作成

※ 体育施設を利用される方は、別紙の「文芸の郷体育施設使用遵守事項」を必ず守ってください

### (アリーナの面積について)

- バスケットボールをされる場合、アリーナ 1/2面 の申請で1コート使えます。移動式ゴールを大人4人以上で責任を持って取り扱える団体にのみお使いいただいています。
- バレーボールをされる場合、アリーナ 1/3面 の申請で1コート使えます。入り口側とステージ側にも、18m×9mのコートのラインがあり、真ん中にはラインがありません。
- バドミントンやビーチボールをされる場合、アリーナ 1/3面 の申請で2コート使えます。  
入り口側半分の4コートにしかバドミントンやビーチボールのラインがありません。2コート合わせた面積は、アリーナ全体のおよそ1/4の広さです。

### (文芸の郷グラウンドの利用について)

- 通常は、9時～21時の間にご利用いただいています。あづちマリエートの事務所まで倉庫やトイレの鍵を取りにきてください。
- 大会等で8時から利用許可を受けた場合は、鍵の受け取り時間については、あらかじめマリエート事務所までご相談ください。
- 大会等の前日にテント等の荷物を置いたままにされる場合は、21時30分までお申し込みください。  
ただし、30分の利用も1時間分の料金がかかります。ナイターは21時までしか使用できません。

### (使用時間について) ●文芸の郷体育施設の休館日は、月曜日(祝日を除く)・祝日の翌日(土・日曜日を除く)・年末年始(12月28日～1月4日)です。

- ※ あづちマリエートの開館時間は9:00～22:00です。22:00の時点であづちマリエート及び文芸の郷駐車場から退出してください。
- ※ 文芸の郷練習場の開館時間は9:00～21:30です。
- ※ マリエート・練習場・グラウンド・テニスコート・冷暖房使用料は1時間単位でお申し込みください。(但し、〇時～〇時まで・〇時30分～〇時30分までという時間でのみ受け付けます)
- ※ ナイターバーコードについては30分もごさいますが、ナイターバーコード以外は、1時間単位でのお申し込みとなります。(ナイターは21時になると自動的に消えるのでご注意ください)
- ※ 原則、事務手続きは、9時～17時の間にお越しください。
- ※ 原則、開館時間内でのご利用をお願いします。

### (キャンセルについて)

- ※ キャンセルは利用日10日前まで(10日前が休館日であればその前日まで)に「使用変更申込書」を提出していただいた場合にのみ返金いたします。
- ※ 原則、事前申請でお申し込みの場合は、使用予定日の前々月(2ヶ月前)末日を過ぎるキャンセルについては利用料をお返しできませんのでご了承ください。

### (付属設備使用料について)

- ※ コンセントの使用を希望される場合は、事務所にお問い合わせください。1キロワット1時間あたり100円の付属設備使用料をいただく場合があります。(例えば、模擬店で飲食物などを作られる場合や、楽器のアンプなど、消費電力の多い製品を使用される場合は、電気使用料金をいただきます)
- ※ 付帯施設・備品等・その他の利用については、実費相当額をいただきます。
- ※ 冷暖房料は、変更になる可能性があります。

### (その他)

- ※ あづちマリエートアリーナ利用者が入場料等を徴収する場合は、総収入額の1割に相当する額を加算します。ただし、1割が100,000円に満たないときは100,000円を加算します。
- ※ 文芸の郷グラウンド及びテニスコート利用者が入場料等を徴収する場合は、総収入額の1割に相当する額を加算します。ただし、1割が5,000円に満たないときは5,000円を加算します。
- ※ 文芸の郷施設内で利用者が物品を販売する場合は、事前に内容をお知らせいただき、「物品販売報告書」の提出と物品販売手数料(売上げの10%)をお支払いいただきます。
- ※ 営利・宣伝・その他これに類する目的のお申し込みは原則受け付けません。